

石川町公告第 3 5 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び石川町財務規則（昭和 5 8 年石川町規則第 1 7 号）第 1 1 2 条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和 6 年 1 1 月 8 日

石川町長 首藤 剛太郎

記

1 制限付一般競争入札に付する事項

- | | | |
|-----|---------|---|
| (1) | 工事等番号 | 教 6 第 9 号 |
| (2) | 工 事 等 名 | 石川町認定こども園備品購入 |
| (3) | 工事等箇所 | 石川町字関根地内 |
| (4) | 履 行 期 間 | 令和 7 年 2 月 2 8 日まで |
| (5) | 工事等種別 | 物品購入（修繕） |
| (6) | 工事等概要 | ワークテーブル及びチェア、収納棚、ロッカー、幼児用
テーブル及びイス、すべり台等の購入（仕様書のとおり） |

2 最低制限価格

設定しない。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

対象工事等の入札に参加する者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 に該当しないこと。
- (2) 石川町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく工事等請負有資格業者名簿の物品購入（修繕）に登録している者であること。
- (3) 石川町工事等の請負契約に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等に規定する指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 県中地区（郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡）に本社、支店、営業所を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続き中の者でないこと。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、石川町制限付一般競争入札実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、入札参加資格確認申請書（実施要綱様式第2号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、総務課財政係に持参により提出すること。

ア 3の(4)については、確認できる資料（履歴事項全部証明書のコピー等）を添付すること。

(2) 申請書の配付

- ア 配布期間 令和6年11月 8日（金）から
令和6年11月19日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）
- イ 配付時間 午前9時から正午まで
午後1時から午後5時まで
- ウ 配付方法 総務課財政係（石川町役場2階）で直接受取るか、町ホームページからダウンロードすること。

(3) 申請書の受付

- ア 受付期間 令和6年11月 8日（金）から
令和6年11月19日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）
- イ 受付時間 午前9時から正午まで
午後1時から午後5時まで
- ウ 受付場所 総務課財政係（石川町役場2階）
- エ 受付方法 持参提出（郵便等によるものは受け付けない。）

5 仕様書等の閲覧

- (1) 閲覧場所 町ホームページ及び
石川町教育委員会教育課幼児保育係（石川町役場3階）
- (2) 閲覧期間 令和6年11月 8日（金）から
令和6年11月19日（火）まで
※来庁により閲覧する場合は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く
- (3) 閲覧時間 午前9時から正午まで
午後1時から午後5時まで
※来庁により閲覧する場合のみ

6 質問書の提出

仕様書等に関し質問があるときは、質問書を持参または Fax で提出すること。

- (1) 提出場所 石川町教育委員会教育課幼児保育係
(Fax の場合は 0247-26-1638)

- (2) 提出期限 令和 6 年 1 1 月 1 9 日 (火) 午後 5 時まで

7 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、令和 6 年 1 1 月 2 1 日 (木) までに質問者に Fax により行う。

なお、質問及び回答の内容は、石川町教育委員会教育課において閲覧に供する。

8 入札に参加する者に必要な資格の確認結果の通知

入札に参加する者に必要な資格の確認結果については、令和 6 年 1 1 月 2 2 日 (金) までに入札参加資格確認通知書 (実施要綱様式第 8 号) により通知する。

9 入札に参加する者に必要な資格を有しない者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格確認通知書で入札に参加する者に必要な資格を有しないとされた者は、令和 6 年 1 1 月 2 5 日 (月) 午前 1 0 時までに総務課財政係に説明を求める書面を持参し、その理由の説明を求めることができる。
- (2) 町は、入札に参加する者に必要な資格を有しないとしたことについて説明を求められたときは、令和 6 年 1 1 月 2 6 日 (火) までに書面により回答する。

10 入札参加資格の喪失

入札に参加する者に必要な資格を有するとされた者が、3 に掲げる要件に該当しなくなったとき、又は申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき、指名停止処分を受けたときは、入札に参加する資格を喪失する。

11 入札執行日時等

- (1) 入札日時 令和 6 年 1 1 月 2 7 日 (水) 午前 1 0 時
- (2) 入札場所 石川町役場 3 階 正庁

12 入札保証金

免除とする。

13 契約保証金

石川町財務規則第 9 7 条の規定による。

14 契約事項

- (1) 石川町財務規則に基づき契約を締結する。
- (2) この契約は、石川町議会の議決後（専決処分の場合を含む。）、直ちに本契約に移行するものとする。
- (3) 石川町議会の議決（専決処分の場合を含む。）がなされなかった場合は、この契約は、締結しなかったものとし、損害が生じた場合においても、町は、その賠償の責任を負わないものとする。

15 入札書記載方法

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（税抜き金額）を入札書に記載すること。

16 入札の執行

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札者は、入札参加資格確認通知書を提示しなければならない。
- (3) 入札者が代理人であるときは、その代理権を有することを証するに足りる書面を提出しなければならない。
- (4) 入札回数は、2回までとする。
- (5) これ以外については、施行令、石川町財務規則及び実施要綱の規定によるものとする。

17 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

18 その他

- (1) 石川町財務規則及び実施要綱については、町ホームページで確認すること。<https://www.town.ishikawa.fukushima.jp/admin/admin/03/30.html>
- (2) 本公告に係る様式については、総務課財政係で受取るか、町ホームページに掲載されている実施要綱よりダウンロードして使用すること。

○ 関係様式

- ・ 入札参加資格確認申請書（実施要綱様式第2号）

(3) 問合せ先

ア 入札について

総務課財政係

電話 0247-26-2114

イ 工事等について

教育委員会教育課幼児保育係 電話 0247-26-0811